



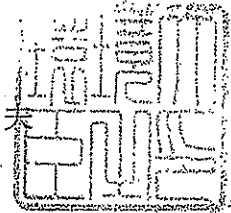
諮問第251号

環水大総第081209001号

平成20年12月9日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
齊藤 鉄 夫



微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

我が国では、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、呼吸器に吸入されて、人の健康に影響を及ぼす粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものについて、昭和48年に浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定めている。今日に至るまで、その削減に係る各種対策が進められ、近年では、大気環境測定局のうち、9割前後の測定局において、浮遊粒子状物質の環境基準の達成がみられているところである。

一方、近年において、浮遊粒子状物質の中でも粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小な粒子状物質（PM $_{2.5}$ ）の曝露が、一定の健康影響を及ぼしていることを示す国内外の疫学その他の分野の科学的知見が蓄積されており、国外では、これらの知見により、微小粒子状物質について独立の項目として環境目標値を設定する動きがみられる。

我が国においても、こうした科学的知見等を踏まえ、微小粒子状物質に係る環境基準を新たに設定する必要がある。

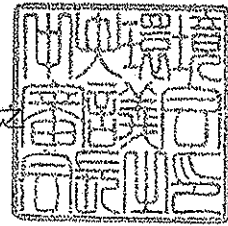
以上のことから、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会の意見を求めるものである。



中環審第480号
平成20年12月9日

中央環境審議会大気環境部会
部会長 坂本 和彦 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（付議）

平成20年12月9日付け諮問第251号、環水大総発第081209001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、大気環境部会に付議する。